明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業一〇〇）　一
〔告　示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産二〇〇九）　六
〔官庁報告〕
公聴会
東北電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　一〇
中国電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（同）　二
四国電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（同）　二
沖縄電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（同）　二
北陸電力株式会社の特定小売供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（同）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士登録者・証票無効・登録抹消、令和四年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○経済産業省令第百号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十二月十五日

経済産業大臣　西村　康稔

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第六条関係）	別表（第六条関係）
第一類	第一類
一～十一　［略］	一～十一　［略］
十二　工業用人工甘味料　試験紙（医療用のものを除く。）　陶磁器用釉薬	十二　試験紙（医療用のものを除く。）　人工甘味料　陶磁器用釉薬
十三　［略］	十三　［略］
第二類～第五類	第二類～第五類
［略］	［略］
第六類	第六類
一～十七　［略］	一～十七　［略］
十八　紙タオル取り出し用金属製箱　金属製家庭用水槽　金属製工具箱　金属製植物の茎支持具　金属製手持ち式旗ざお　金属製のきゃたつ及びはしご　金属製のネームプレート及び標札　金属製のタオル用ディスペンサー　金属製帽子掛けかぎ　金属製郵便受け	十八　金属製家庭用水槽　金属製工具箱　金属製植物の茎支持具　金属製手持ち式旗ざお　金属製のきゃたつ及びはしご　金属製のネームプレート及び標札　金属製のタオル用ディスペンサー　金属製帽子掛けかぎ　金属製郵便受け
十九～二十二　［略］	十九～二十二　［略］
二十三　金属製靴合わせくぎ　金属製靴くぎ　金属製靴びょう	二十三　金属製靴合わせくぎ　金属製靴くぎ　金属製靴びょう　金属製靴保護金具
二十四・二十五　［略］	二十四・二十五　［略］